

第8回長崎県海岸漂着物対策推進協議会議事録

(矢野課長)

(船で来られる方 JR で来られる方いらっしゃるものですから、ずいぶん朝からは心配しておりました。) 大変な天気の中ようこそおいでいただきました。ありがとうございます。漂着ごみにつきましては、昨年は、国の補助金が切れた関係で市町の皆様、それから N P O の皆様にも大変ご迷惑をおかけしたことはないかという風に思っております。今年は、幸いなことと申しますか、昨年度の年度末の補正予算で、国全体で 100 億の漂着ごみ対策費が積み上げられております。本県におきましても、約 15 億のお金を頂けるのではないかと申すことで今、ちょうど開催されており、6月の県議会の中で、補正予算という格好で審議をお願いしているところであります。

7月の中ごろになりましたら結論が出るかと思っておりますので、了解がいただけましたら、また、市町の皆様にも頑張ってください、N P O の皆様にも頑張ってくださいという風に思っております。今年度の国の補助金の特徴としましては、発生抑制対策も併せてやりなさいということが言われております。その中で、県も市町もいろいろ知恵を出しながら、発生抑制対策をやって行きたいと思っております。今日、おいでの N P O の皆様、市民の皆様にもお力添え頂きながら、拾うことだけでなくごみを減らすことにも力を入れていきたいと思っております。今日は新しい重点区域の追加等々の話もあるようでございますので、活発な意見をいただきましていい機会になればと思っております。今日はよろしく申し上げます。

(田中総括課長補佐)

それでは、会議の中身に入ります。ここからは糸山会長にお願いしたいと思います。まずはご挨拶からお願いいたします。

(糸山会長)

どうも皆様こんにちは。この会が昨年の何月か忘れてしまったのですが、秋頃ではないかと思っておりますが、それからずいぶん時間が経つかと思っておりますが、今日この会場に入ってきて委員の数よりギャラリーの方が多くてびっくりしたような感じを受けました。この推進協議会が始まった当初に皆さんが私に申し上げたことでございますけど、漂着ごみの問題を解決していくためにまずは現状を知るようにしましょう。その現状を皆さんと知って、皆さんと共有してそしてそこから課題を解決するための方策を考えられたらいいねということで、この会を進めてきたつもりでございます。昨年のこの前の委員会で、メーリングリストを作り上げるということを約束して昨年の10月にそれを作り上げたのではないかと思いますけど、それ以来、メーリングリストを通して各地でこんなことがあったよとか、こんな状況である、こんな風な浜の掃除をやるよとかというようなことがメーリング

リスト上に少しずつ書き込みが出るようになってきております。この間は一番新しくメーリングリストに参加していただいた課長の方から、浜の掃除のメールが入っていましたけど、こういうものをやってよかったなと思っております。皆さんと情報を共有しながら、これから先もまたそれぞれの仕事の同じところ、違うところをそれぞれわきまえながら、漂着ごみという問題に携わっていきたいと思っております。

それでは、座って会議を進めさせていただきます。それでは今回初めてご出席いただいております草原委員それから大串委員の後任である濱田委員さんの方から、それぞれ自己紹介を兼ねてご挨拶いただきたいと思います。それでは、まず公募委員である濱砂委員さんについて事務局から説明をお願いします。

(西村係長)

濱砂委員は長崎大学の学生さんでありましたが、このたび無事卒業されまして県外に就職ということで、公募委員の資格要件である長崎県内に在住という規定から外れましたので資格が喪失ということになります。1年間欠員でもよろしいでしょうか。

(糸山会長)

よろしいでしょうか。濱砂委員につきましては大学を卒業されて今、長崎にいらっしゃらないということで、1年間欠員という形でやっていきたいということですが、よろしいでしょうか。はい、ではそういうことで了承していききたいと思います。では、草原委員より自己紹介をお願いします。

(草原委員)

NPO法人長崎ビーチサービスの草原といいます。今回初めて出席ということで、本職がばたばたしてしまっていて、なかなかいつも出席が出来ずに申し訳ございません。初回の頃、何度か出席はしたことがあるのですが、内容としては、私たちはサーファー、ボディボーダーを中心に海岸の清掃をやっている団体で、年に4月から9月の第2日曜日に海岸清掃をやっています。その中で、あまり大きな問題に対して、どういう風にしたいという思いというのは見えてないのですが、純粋に自分たちが普段いる海の中で、出来れば、きれいな海で過ごしたいなという思いで掃除を始めてちょうど15年くらいになります。ちょうど私、今朝も海に出て来たのですが、大きなポリタンクであるとか発泡スチロールというような漂着物が流れてきていて、今日またここで勉強させていただきたいと思って来ました。どうぞよろしくをお願いします。

(糸山会長)

よろしくをお願いします。それでは続きまして濱田委員をお願いします。

(濱田委員)

県の環境部の次長をこの4月からしております濱田といいます。よろしくお願ひいたします。前職場が大村にございます県の環境保健センターにありまして3年間、研究業務の方に携わっておりました。今日、この会に出席しますと中には知っている方もたくさんおられますので、そういう方たちとまた仕事が出来るということで非常にうれしく思います。どうぞよろしくお願ひします。

(糸山会長)

どうもありがとうございます。それでは、議事に入りたいと思います。まず一番目です。重点区域追加について事務局より説明をお願いします。

(西村係長)

(資料1等により説明。)

(糸山会長)

今、事務局から説明があったように海岸清掃の重点区域の追加案が出ております。何かご質問等はありませんでしょうか。3ページの青の線で引いてあるところが追加要望区域ということになります。

(石田委員)

公募委員の石田です。この重点区域の追加設定という意義について教えていただきたい。私も勉強不足で教えていただけたらと思います。国の推進法によりますとこの重点区域の範囲というものについては、過大であるそれから過小であるというものが謳われておりますから、過大、過小というものが、どこら辺が適正であるというのはなかなか判断が難しいところだろうと思います。ただ、この地図特に3ページあたりを見させていただいておりますが、本県、長崎県につきましてはほとんどが重点区域というものに設定されているのではないかと思います。今回設定してないところ、非設定というのは大村湾だけというような感じがしております。ですから、どれが適当か良くわからないのですが、この重点区域に設定されるということは、たとえばこの数が多ければ、あるいは海岸線が多ければ、国からの支援とかそういうメリットと申しますかそういうのがあるのかどうなのか、他に別途メリットあるのかどうなのか、そうでないとするならば、結果的に重点区域が増えるということは、担当者の皆さんこの重点区域におかれましては、また、個別に処理の主体、頻度、対策とか個別に策定しなければいけないだろうと思っています。また、膨大な仕事が増えるのかなと思っています。増えれば、増えるほどなんというか、濃淡といいますか、これが集中しているところの濃淡、処理を急がなければならないところ、こういうところの焦点というものがいかなものかとぼけることはないのかなと。

特に長崎県というのは離島を抱えておりまして、地理的に外国が周辺にあるということですので、離島地区というのは相当大きな、自分たちが出された生活廃棄物ではなくて、周辺国からの漂着物に悩まされるのではないかと思います。たぶん悲鳴を上げてらっしゃるのではないかと思いますけど中国、韓国ではなく、今度また東南アジアあたりが、生活に若干余裕が出てくればさらに増えるだろうという気もしますので本当に、この長崎県におきましては、離島の処理と申しますか、普及啓発というのも処理の他にもどういうウェットをかけていくのかという観点から言えば、あんまり広げるということの意味はあるのかなという気が私個人ではしております。

そして、もうひとつ34地区見せていただきましたが、ほとんどの地区がなぜ選定したかというこのものの中にスナメリというものが29箇所ありましてですね、スナメリというのはたぶん大村湾がほとんど主かなと思って、300頭くらいいるという話を聞きまして砂浜に打ち上げられた1頭、2頭で見たこともあるのですが、そんなことで、希少危惧、絶滅危惧種に挙げられているということなのですが、見た限りにおいては、県内全般に生息しているという感じがありまして、そうであるならば、まさに大村湾というのは、そういうスナメリという中においては、そこに該当するのではなかろうかと、そして、この重点地区設定のイメージの中で大村湾というのは閉鎖的の海域ということで、イメージとしては重点区域であるけども、ただひっかかるのは他県、それから海外あるいは他都道府県から流れ込まないというのが難点で、認定されていないのかなという気もいたします。いずれにしてもそこらへん、またこれを増やすとまさに全域重点区域になろうかと思いますが、広げることについての意味をご教授いただければありがたいです。

(糸山会長)

事務局お答えになれますか。どうですか。

(西村係長)

お手元に配布しました参考資料1の長崎県の計画というところの12ページをご覧ください。そこにありますとおり選定方法ということで、前回こういうフロー図に基づいて選定作業を行ったわけでございます。前回採点をする中で、今回、追加の申請がありましたところは、地元からの要望がある中で、選定理由として、具体的なものが示されておりました。今回、改めて要望調査をしましたところ個別にこの資料1の6ページ以降に示されております要望に係る補足説明ということで具体的なそれぞれの海岸ごとの選定に係る要望理由、補足説明ということで、改めて示されたものでございます。それに則り採点をしましたところ7番の佐世保市所管の海岸ですか、大村湾の玄関口であり、海岸漂着物の湾内への流入の始点となっており、複雑な海岸線のため漂着物が滞留しやすいと、またハウステンボスや西海橋など県内有数の観光地があり、牡蠣養殖や近年ブランド化に着手しているマテ貝など漁場があるため選定していただきたい。特に大村湾は閉鎖性の強い海

域であり放置された漂着物があると。

(田中総括課長補佐)

ちょっとすみません。そもそも最初に説明を忘れておりました、ご質問のあったこれに指定すること、重点区域というものがどういうものか。指定するとどういうメリット、どういう位置づけになるかということところを先に、それに基づいてそれぞれ採点したところそういうことでしたということなので、元々のところを少し班長からお願いします。

(三谷課長補佐)

この推進計画の方にありますけど、海岸漂着物対策推進法の中に、海岸漂着物推進計画を作りなさいと、その内容については、その回収処理にかかる対策、発生抑制にかかる対策を設けるようになっていっているのですが、それを行う上で、重点的に漂着物対策を進める重点区域というものを設定しなさいということが述べられております。そして、14ページにございますけども、法律の趣旨について重点区域に関する海岸漂着物対策ということで書かれていますように、大量の海岸漂着物が海岸に集積し、海岸における良好な景観及び環境の保全に特に支障が生じていることから、それぞれの地域の条件等を踏まえて、この重点区域における漂着物対策を実施しなさいということを決め、この計画策定時に重点区域ということで13ページにありますように、県内154箇所、延長3800キロメートルわたる区域、この資料1の方を開きますと3ページですね。ここに赤で海岸線を着色した部分がありますが、この区域を重点区域と設定し、これまで取り組んできたところがございます。そして、今回、国の補助金を使って回収処理対策を行うに当たっては、この重点区域に設定された区域の海岸を回収する場合をこの補助金の対象になるという要綱が設けられておりますので、そのとおりやってきたのですが、今回その補正予算が、付くに当たりまして、地元の方からこういう形で新たな地区の追加をとということが、今回の提案となっております。

(田中総括課長補佐)

はい、ちょっとお読み取りいただけたかと思いますが、基本的には法律が出来て、各地域で計画を作りなさいという流れですけども、その後、すぐ並行して前回のグリーンニューディール基金の事業ですね、これによる海岸漂着物の対策事業という国のほぼ100%の補助事業というのが並行して動いていた時期でございます。法律があり、計画があり、そこに位置付けられた重点区域については、国の事業を使ってどんどんがんばってやってくださいという流れになっておりました。

で、一旦その基金事業が切れましてけれども、今回、今年度からまた2ヵ年ということで、同じような条件でできるようになりました。そうすると重点区域でないといけないという状況になっております。その中で改めて、本県の場合はほとんど既になっております

が、本土でもやはりその後ですね、漂着、海外からの漂着も含めて事例があってですね、管理者さんが困られたことございまして、今回改めてさらに継続的にやるべき場所はないか、やる意思のある場所はないかということで海岸管理者に投げかけたという経過でございます。

(糸山会長)

私からも少し聞きます。基本的に重点区域でないとお金を使おうにも使えないのだね。

(田中総括課長補佐)

国の補助事業に関してはですね。

(糸山会長)

補助事業をやるためには、重点区域の中に入らないとお金をそこで使っちゃいけないよ。

(田中総括課長補佐)

はい、そこでの回収処理についてはですね。

(糸山会長)

ということは、長崎県内の海岸線は、離島はすべてだし、大多数が赤い線で出来上がっているということは、基本的にはここに書かれたところの海岸線は国の補助事業でやろうと思えば出来るよということだね。で、赤で線を引いてなかった大村湾沿岸は、そういうところをもう一回国がお金を出すから自分でやるところはありませんかと手を挙げるのだったら手を挙げなさいよとこういう話があったと。そこで他の自治体に聞いてみたら手を挙げるところが出てきたよとこういう話ですね。

(田中総括課長補佐)

そういうことです。ただし、条件がございます。そこを踏まえたうえでということで。

(糸山会長)

線が長くなると、さっき石田委員が言われたようにこれから先もどんどん流れてくるようなことを考えざる負えない時にね。その長ければいいのかという話があると、ただただ長ければ良いというわけではないと本当はないはずなので、その危惧を石田委員は持っておられたのではないかと、そうですね。で、今回の事に関していえば、前は、グリーンニューディール基金が付いていたし、今度も全部で150億でしたっけ、長崎県で15億のお金が付くようになったからそれで、手を挙げられるところはあげてくださいよとこういう話だね。

(田中総括課長補佐)

そうですね。付いたからというのが、現実的な話ではあるのですが、元々、特に離島に多い海外からの漂着物、繰り返し来るものについてはやはり各自治体の責任、海岸管理者の責任ではないでしょうかということで当然、国に対してですね、財源を確保してもらおうということをずっと要望しておりますので、その流れで、付いたということですね。で、お金の先ほどの石田委員の心配は確かにそのとおりだと思います。実際、国の補助がなくて、細々と県と市町の通常の財源でやっているとういうことであれば、やはりこの中でもさらに、重点付けといいたいでしょうか。それもしなければなりませんし、実際に来たところからやるということになってすべてが出来ないという現実あります。そこは、確かにその通りです。

(糸山会長)

どうもありがとうございます。他にございませんか。どうぞ川口委員。

(川口委員)

石田委員のご質問の前段の趣旨はいままで解決したと思いますが、危惧され懸念されることにひとつ言われたのは、重点地域で手を挙げたところが絶滅危惧種であるスナメリというものを列挙していると。スナメリというのは我々、長崎県民皆さんが認識している大村湾で、閉鎖的地域でもって生息しているという認識が非常に高いわけです。にもかかわらず、この地図見てください。大村湾沿岸はどこも青い線の申請がされてないのですよ。要するに、佐世保からの入り口の部分だけが、線を引かれているわけですね。要するに、石田委員が申し上げたいのは大村湾全域で内側でも、閉鎖的といえども手を挙げておかないという質問もある。その点はいかがご説明なさいますか。

(田中総括課長補佐)

スナメリに着目すれば、大村湾は個体群が生息しております。でも有明海の側にもまた別の個体群がおりますので、ここでたくさん出てきているスナメリは、有明海沿岸ということでのスナメリということをご理解いただきたいと思います。それですね、今回の選定の評価の基準ですね。10ページにあるこの評価基準という、それぞれの観点で丸が付いていくということなのです。あくまでも、一番の基本はこの10年間の年間を通じてあるいは継続的に漂着ごみが多いという大前提がございます。そして、特にその自治体由来でない、自分たちの責任の及ばない外国由来のものがやはり相当あると。やはりここが、基本的な重点地域の趣旨になっておりますので、まずそれがあつたうえでですね、その海岸がさらに観光利用があるとか海水浴があるとか生物への影響があるとかいうようなもので、加点していくという形になっていきますのでそのところが説明が悪かったかなと思いますので、そのようにご理解いただきたいと思います。

(糸山会長)

海外からの漂着物というようなものがウェットとしては大きいものということになりますか。

(田中総括課長補佐)

まずは量的に、継続的に大量のものがいつもあるのが、まず、第一ですね。大村湾に関しては絶対量的な、継続性、年間を通じてというような辺りで海岸管理者の方からその部分で挙がってないのではないかと。単発では、確かにご相談はありますけど、そういったところがあるかとは思いますが。その原因としては、閉鎖性ですので中でお互いに出さなければ、ごみは少ないということになります。

(濱田委員)

大村湾についてですけど、もともと大村湾をきれいにする会というのが各市町村で作っておりまして、そういった中でも、ずっと海岸清掃というか、ごみの回収を毎年、毎年お金を出し合って行っております。おそらくその成果があって漂着ごみそのものがかなり減ってきているのかも知れません。また、ずっとやってきたことが流域からの排出抑制に繋がってきているのかもしれない。そういった中で、海流というか潮流に応じて集まりやすいところがあるのかもしれませんが、そういうところがまた重点区域になるのかなという気がします。

(川口委員)

今、濱田委員がお答えもさることながら事実だと思いますし、申し上げたいことはですね。漂着物云々に関してだけに囚われているというところがひとつある。それがどういうことかと申しますと離島での漂着物に関して言いますと約半分は自前のところの発生抑制でやっていけば抑えられるものなのですね。県に対して、事務局に対して、申しあげにくいことかもしれません。要は、発生抑制のための事業を継続するためにもこれは必要なだという理解を私はしているのです。要するに、漂着物を回収する実際の予算はもちろん必要です。と同時に発生抑制をやりたいという時に、自前の予算でやるのはしんどい。だからこそ国の予算の中で、発生抑制の普及啓発をやっていこう、それは漂着物という言葉方でひとくくりされていますけど、要は、離島で言えば、外国、海外からのものと同時に、国産のものが半分を占めているわけですよ。ということはこの漂着物から若干離れている部分に関して言えば、海外から漂着しているものが多数あるかといわれたら、クエスチョンマークですよ。ということは、自国のものの漂着物といえますか廃棄物が流れ着いてきている。それをどうしたらよいのか。それは、地元での発生抑制の普及啓発する必要がある。私はそういう理解をしています。だから、重点区域が広まることに関して、量が多いからということで、それは優先順位として挙がってくると思います。だけど、全

体的なことを考えるならば、当然その発生抑制のための普及啓発で、出来るだけ国産のものを抑える指導というかそういったものも必要であると私そういう風に解釈しております。説明が長くなって申し訳ございません。私そういう理解をしているのですが、よろしいでしょうか。

(矢野課長)

すみません。うちの説明が足らなかったみたいで。重点区域については重点区域でないと回収処分に対して国のお金が使えません。発生抑制については重点区域でなくてもどこでも出来ます。ですからゴミの量が一番問題だよと言ったのはそういったところは、回収とか処分についてが、問題なのでそういったところを重点的に重点区域に入れていきますということでございます。

(川口委員)

ということは逆に言えば新しく追加したところは、国産のものの廃棄物が多いという逆説的な説明になるのか。

(小岩井委員)

今の話で、海岸漂着物の量というのが、指標のなかで大きなウェイトという話になりましたが、この基準表を見る限りではこの1から8までは同じという風にとったのですが違うのでしょうか。

(矢野課長)

それはですね。こちらの推進計画の12ページのところに区分1,区分2というのが有るのですが、まず区分1のところで、そもそも大量の海岸漂着物が流れている海岸、それから環境保全で影響がある海岸というのがそもそもあって、かつ区分2というのが出ているという風に考えていただければと思います。

(田中総括課長補佐)

そういう風に、左側の区分1というのがあって、かつ右側のいろんな要素での加点があるところを選びますよという考え方です。先ほど川口委員からも重ねてお話のあった発生抑制対策、普及啓発、これが重要だというのが今回の国からの事業自体もそういった趣旨で来ておりますし、私たちも海外からのものばかりとは思っていませんし、離島であっても日本のものもたくさんございます。本土側もまたさらに、常時あるものは国内のものがそれなりの量あるということは、十分認識していますので、今年度まだ国の予算が、県の予算上付けていないものですから、具体的に対策の中身を、すぐこれをやりますという説明は今回出来ないのですが、国内の私たち側の発生抑制対策もやって行きたいという風

に思っています。

(糸山会長)

一度私の方で整理をしたいのですが、基本的に発生抑制対策については、別途の資金というかお金が出てくるよと。いわゆる重点区域というのは、簡単にいえばごみの量が多いところを重点区域として清掃等回収をなさいとこういう話ですね。ですから、発生抑制としての啓発事業としては、別にどこでも構わないというか手を挙げてやりたいというところはやれるよということですね。

(田中総括課長補佐)

発生抑制対策というのは県内どこでも出来ます。そして、回収処理については、この重点区域内でないと国のお金が使えないということになります。

(糸山会長)

いろいろと疑問が出てきましたが、今の重点区域のこういう風な提案が出ましたけどもよろしいでしょうか。

(三原委員)

その前に私対馬なのですが、山が大体90パーセントなのですね。そうしますと森林組合を中心としたヒノキ、スギの切捨てなのですね。それを結構きれいに並べてあるのですが、急な山はですね、それを猪等が穿り返すと大雨が降った後流れ出るので、そうすると橋げたに引っかかって道路が冠水したり、海岸に打ち寄せられたりするのですよ。今度は船の安全航海の問題も出てきますしね。だからただ単に、抑制、抑制という話をして横の繋がり、例えば森林組合とかですね、海、山、里というのは全部関連しているのではないかと思うのですよ。発生抑制するのは、どうすればよいかというのは基本的に一番大事なのですが、今は重点区域の話が主になっておりますけど、やはり発生を抑制するというのは、切捨て間伐をそこに放置するということは全部が全部ではないけれども急な山ほど大水が出たとき大雨の時には、海岸に流れ出ると。そして、橋げたに引っかかり、封鎖してしまうと冠水が起ると。船の航海の安全、こういったことも考えなければいけないと思っているのですが、並行してということにはなりませんか。

(糸山会長)

これは私が答えていいかわかりませんが、それは並行してやっていくべきものだと思います。基本的に発生抑制の問題に関して言うと地域、地域によって違った問題が出て来ると思います。今、問題で言われました対馬の場合に、流木等のいわゆる漂着物が出てくる。流木等というのは対馬の山の中から出て来ると。基本的にはそうなった場合に海岸の管理

者だけではどうにもならない。先ほどご指摘があったように横の繋がりというか、連携を取りながらやっていくという必要が当然出て来るだろうという風には思います。ですからそのところはですね。今、ここでそのことを議論することにはなかなかならないのですが、今回は皆さんがそのことを知って、こういう風にしたらどうだろうかというようなアイデアが出て来るようなことを僕は期待しています。そういったことがそれこそインターネットのメーリングリストの中に書き込みが出て来たらそういう方法もあるねっていうのが皆さんで共有できるのではないかとそうなったときに、今言ったようなごみが少しずつ減っていくのではないかと気がしているということです。

(三原委員)

結局、しいたけ栽培する方が、これは下の山より特に上の山ですね、上対馬の方なのだけど下草が全くないですよ。下草が全くなくて道路の方面の清掃作業をしていたらすぐわかるようにそういう状態に下草がないからなっているわけですが、しいたけ原木を伐ったあとに十年前に伐った山が今でも木が生えないようになる。なぜかというと、要するに下から根っこを10センチ、20センチの高さで伐っていくのだけど、その伐ったあとに新芽がでたら鹿が食べてしまうのです。これを5年間続けたら根っこが枯れてしまうのです。こういう悪循環が現在あっている。だから、今うちのNPOでは漂流木の木炭化ですね。炭にして使ってもらおうということはやっているのだけど、今の状態では追いついていかないんじゃないかなと。やっぱり抑制と重点区域を並行していかないと結果的にはですね。糸山会長が言うことは良くわかるのですよ。そちらの方からしたらこの重点区域の方だろうとは思いますが。

(糸山会長)

いえいえ、そんなことはありません。どちらもやらなければいけないですよ。ただ、議論の仕方としてこの重点区域というのはごみが多いかどうかで決めていくのだよと。発生抑制対策については、発生抑制対策でまた別途考えていかなければならないというような気はします。国のやり方も本当はそうやってくれということですね。実際には。

(田中総括課長補佐)

そうですね。財源としては同じ基金事業で出来ます。二つの柱が有ります。ただ、その条件がそれぞれ違うということです。

(糸山会長)

発生抑制もとにかく大変な難しい問題がそれぞれの地域であると思っています。そこをどうやっていくかというのは、これからわれわれの知恵の出どころかなと思っていますけども、重点地域の決定をやっておきたいのですけどよろしいでしょうか。ご了解を得ら

れたと解釈をしたいと思います。それでは、会議次第の2です。「海岸漂着物に係る県内の取組みについて」1番「回収処理について」です。事務局からの説明よろしくお願ひします。

(西村係長)

(参考資料の2を基に説明。)

(糸山会長)

資料が多く分かりづらかったかもしれませんが、現在の海岸漂着物に係る県内の取組みについて回収・処理についてと発生抑制対策について2つ説明していただきました。何かご質問等はございませんか。

(山口委員)

資料のわからないところがあったものですから、質問です。参考資料の2の2ページの12の新上五島町平成25年度計画予算目標4000万の4箇所書いてあるのですが、それから3ページの29番の新上五島町、全く同じ数字が出ているのですが重複ではないのでしょうか。実際に重複でなければそれぞれされるということですから。

(西村係長)

失礼いたしました。これはですね、新上五島町として昨年は県単事業、今年度は国庫補助事業ということで、ダブルで、私がそのまま掲載してしまっております。再掲ありということでそれぞれ書いて頂いてよろしいでしょうか。右側の備考欄の横に「再掲あり」が抜けておりますので。

(濱田委員)

確認です。新上五島町は予算が県単で補助もらってやろうということで挙がっているのですが、これは結局県単の補助はなくて、今度は、これは国の方の仕事として移行するというので理解すればいいのですよね。ですからあくまでも現段階の補正予算が通ってないからここに計上されているということで、本来は1ページの方の国の補助金で丸ごと全部やります。県の補助金は使いませんということでもともと国が10分の10で出すわけですから、県の補助金は付ける必要はないのですよね。心配なのが、よくわからないのは、平戸が1000万くらいの上に挙がっているのですよね。1000万飛んで、これは逆にいえば国庫補助のでは挙がってないのですよね。これは逆に、平戸の方がここに挙がって来なければならぬのに書いてないというのはミスだと思うのですがそういうことでよろしいですかね。

(西村係長)

この報告を受けました時は、新上五島町は当初予算で4000万組んでおります。平戸市の方は6月補正で1000万を組む予定ということで現在作業中でございます。ですからこういう報告になっております。

(田中総括課長補佐)

すみません。役所の都合で申し訳ないのですが、今年度もともと県単補助で予算を当初付けていたのです。1800万くらい付いていたのです。それが、今度6月補正で、1800万も県単から国の全額補助に振り替えつつ膨らませて6億という補正予算を議会にかけているのですね。なので、元々県単の1800万だけだった時も、前倒し時期が早い4月、5月、6月までに仕事をしなければいけない市町については、県単の方で補助を付けていたのです。それが、この新上五島町は元々、早い時期にやるつもりだったので付けていたので、結局両方生きてしまっているのですよ。平戸は、純粹に国の増額の今度の6月補正で、県が予算計上しますけどそっちでしか出来ないのがダブルになっていないという、ややこしくて今回申し訳ないのですけど。

(糸山会長)

説明で濱田委員が言われたことですね。これは2つともではなくて片方のものだよということですね。

(田中総括課長補佐)

今回ですね。今のタイミングがちょうどどうしようもなくですね。まだ正式には出せないけれどもという状況だったものですから、次回、最後に言いますけど秋くらいにする段階では、当然、今年度の6月補正で積んだ分も決まっておりますし、またさらにその後追加の話も出来ますので、後からきちっと25年度の全体像はですね、お示ししなければいけないと思っております。

(糸山会長)

今、ご説明があったとおりです。この漂着物協議会を少し早くやるようにと私が言ったものですから本当から言うと補正予算がきちっと決まって、それがちゃんと打ち出せるようになってから書ければ、本当は事務局としては良かったのでしょうか。私が少し急がせたということもありましたので申し訳ございません。なんかそういう重複した格好になっていると、それから片方については、平戸市については片方で記載がないような形になっているそこについては今説明があったようなことだという風にご理解いただきたいという風に思います。他に何かございませんか。

(山口委員)

さっきの件は気づいた点だったのですが、実は、私、今日のお話の中でこういう解釈をしているのですが海岸漂着物の対策の国の補助事業費100億付いて、その中で15億が長崎県に持って来ましたよ。で、その15億の中で回収事業や処理費については、重点区域を中心に使っていきますよ。また、発生抑制事業は、この基金を使って県下全域で出来るということなんですと解釈をしたのですがその中で、ちょっと気になったのが資料の3の中で25年度実施予定の発生抑制対策事業ということでべらべらと書いてありますけども実際にこの基金を使って考えておられる事業というのはあるのかということともうひとつは、もし本当にその予算を使ってやろうと思うのであれば去年もいろいろ提案されたことを踏まえてやっていただくとかいろいろ絵本を使って紙芝居に回るとかというような話たくさんいいことを提案されたと思うのですよね。そこら辺の方々に助成金として下さるとかというような事業は考えているのかどうかちょっとお話ください。

(西村係長)

今、山口委員さんがおっしゃったことですね。資料3の15ページの中でご説明いたします。既に と が壱岐と対馬ということではありますが、これが国庫補助を活用した発生抑制対策という位置づけになってきます。市の事業ということですね。市に対する補助ということになります。

(田中総括課長補佐)

そうです。結局発生抑制対策も、各市町が実施する。そのお金を使って実施することが出来ます。それと県自らもすることが出来ます。で、今申し上げた、 の壱岐と対馬の事業については市の方の事業は、この基金事業を活用するということで進んでおられます。で、そのほかですね県の私どもも発生抑制対策を組み立てていこうと思っておりますが、そこが今回の6月補正では私たち県自らが先ほど河川課の予定というのもお話しましたが、県自らが行う発生抑制対策のほうが今回の6月補正予算で入れ込めませんでした。なので、次回以降の予算要求の中に入れて行きたいという状況になっておりますので、立体紙芝居も含めて検討をさせていただこうと思います。それと全国は100億なので、そのうち15億がうちにほしいということです。

(糸山会長)

ありがとうございます。山口委員今ので、おわかりになりましたか。

(山口委員)

はい。

(糸山会長)

ということで、今回の6月の補正では、発生抑制対策で県の方で、必ずしも認められてないと、もう一回仕切りなおしということになります。他にございませんか。

(川口委員)

ちょっとたいしたことではないですが、資料3の19ページ日韓海峡海岸漂着ごみ一斉清掃(期間内の取組結果)というところで、人口の差は有るのですが、平成24年度の参加者見ますと福岡県がダントツに多いですね。これは、ただの人口比率だけの問題でしょうか。例えば、同じ福岡県でも前の年たった1000人しかいないですよ。急にこれだけ皆さんへの働きかけといいますか、周知というかそういう努力かなんか福岡県があったのかなというようなことを聞いた覚えもありませんので、どういう風な数値の推移なのかご説明いただけますか。

(糸山会長)

事務局で説明できますか。併せて他のところも人数がずいぶんと移動しているところもありますのでそれら分かるようであれば、説明していただければ。

(田中総括課長補佐)

詳しくは、担当者の会議の中でそこまで出てきてないです。担当者の連絡会議で調べさせていただいて私たちも参考になる何かイベントの新しいのが出たとか、単純に参加者をこうやって増やしたとか。調べさせていただいてまた投げさせていただきたいです。

(糸山会長)

19ページの表だけを見ると、例えば福岡県は平成22年度の30箇所です。平成24年度は31箇所です。回収量も人数に応じて増えていますよね。そういう意味で呼びかけている場所が多いのかなという感じがしますけど。それが平成23年度には10箇所しかない。呼びかけた人数も1,059人で回収量もそれに比べて下がりますよね。だから呼びかけたとかそういうことがあったかはちょっと調べておいてくれませんか。よろしくお願いします。他にございませんか。ちょっと私からひとつ聞いておきます。参考資料の2の7ページの21番、県のアダプトの事業でしょうか。20団体と書いてありますね、目標値が。これは河川の清掃が主でしょうけどもかなり広範囲にわたっているということでしょうか。

(西村係長)

全県下の河川を予定しているということです。

(糸山会長)

どれくらいでしょうか。数としては、20団体ということは20箇所くらいあるということ。

(西村係長)

1団体1箇所と捕らえていただければと思います。

(糸山会長)

やっぱり20箇所くらいはあるということでしょうか。

(田中総括課長補佐)

結構アダプトの方の河川はたくさんあるという風に河川課の方から聞いております。ただちょっとこれ自体が発生抑制での事業取組みなので、やはりどういう中身にするかというのをちょっと初めてのことでですので、相談をして今から組み立てていこうという段階なのではっきり団体数とか地域数とか決まっている段階ではなく、まだ腹案という風に。

(糸山会長)

ただこれ漂着物の元々をたどれば陸上のごみですからね。陸上のごみが海や川に入って川の中のごみが海に流れてくるって言うのが基本的な流れでしょうから。ということはこの河川の清掃でどの程度のごみが出てくるかということがわかることは非常に重要ですよね。

(田中総括課長補佐)

そうですね。今回の基金事業の味噌はですね、発生抑制という言葉だからといって、その源になっている河川上流、河川部分とか山のごみを拾うことだけでは事業として対象にはならないですので、それを普及啓発、さっき言った普及啓発、環境教育の一環とみて学習をすとか調査をすとか、そして、後につなげて発生抑制に繋げていくというのが味噌ですので、まさにおっしゃたようなことをどう仕掛けて行くかということですね。

(糸山会長)

先ほど、ご質問というかご意見のありました対馬の流木みたいなものも河川をきちっとやっていくことによってかなりわかっていく部分もあるような気がしますので、ぜひ将来的にもデータをまとめていただければありがたいというような気がします。他にございませんか。なければ、これでよろしいでしょうか。どうもありがとうございます。では、次の議題に移りたいと思います。メーリングリストについてです。

(田中総括課長補佐)

(資料4を基に説明。)

(糸山会長)

この資料4メーリングリストは私の方からプリントアウトして作ってきたものなんですけど今事務局の方から話がありましたように私も少し書き込めればいいのですがなんせこういうものに慣れないものですから、正直言いますと一応これでも工学博士ではあるんですけどなんせこういうものに慣れないものですから。非常にうまくいきません。正直言ってだけど、おいおい事務局の説明にもあったように少し気楽に書いてみようと思います。これは、この間課長から矢野さんの方からありました添付ファイルであったものあって。

(田中総括課長補佐)

元は山口委員からです。

(糸山会長)

元々はね。でこういうものが送られていましたのでプリントアウトして持って参りました。こういうことが情報交換できるって言うことがやっぱり非常に重要なのではないかという気がしますし、どこで何がやられているのかということがわかるって言うだけでずいぶん違うのではないかという気がします。今日もちろんこれから行われる海岸清掃イベントの説明というか報告はしていただきますけど、こういうことの情報交換をしながら漂着ごみの対策というのを考えていければなと思います。何かご質問等はございませんか。

(三原委員)

先ほどね、山の話をしましたけど、植林するときも国の補助金なのですね。間伐する時も国の補助金、ごみとして流れ出たのも国の補助金、このサイクルどっかでどうにかならないかねということなのですね。そうしないとこうして上の島を見られたとき、下の島を見られた時、対馬は上の山々はすべて急傾斜なのですね。下の方はなだらかなのですが、そこで猪や鹿っていうのは住みやすいのは上の方に住みやすいと思うのですよ。だから、ヤマネコもそうなのですよ。そういう時に、皆さんのすばらしい知恵をいただきながら何とか方法がないかな。結局私も切り捨て間伐には森林組合の指導があって4箇所くらいしたのです。しかし、その後もしないよってことはですね、そういうことが結構あったから、流れ出る流木は短材でなく、長材で出たときは川を塞いでしまうんです。これ怖いんですね。ですから、ただごみって言うわけではなくて災害の面も考えなくてはいけないから出来れば横の繋がりをさせていただければなとそういうお願いです。以上です。

(糸山会長)

どうもありがとうございます。他にご意見等ございませんか。よろしいでしょうか。それでは、次にいきたいと思います。次は次回開催予定でございますけど。

(三谷課長補佐)

今回は秋頃の開催ということで、先ほど話しましたけれども6月補正の結果、県の発生抑制対策と次の議会の方で補正を挙げて行きたい。次は、10月頃予定していますけれども、皆さんに25年度の全貌ということでお話できるかなと思っておりますので、日程決まり次第またお知らせいたしますけれどもよろしくお願いたします。

(糸山会長)

最後に先ほども言いましたけれども壱岐で今度清掃事業がございますよね。ちょっとご説明をお願いしたいと思いますが壱岐市より説明できませんでしょうか。

(松島委員)

私、代表の代理で来たものですから一応詳しいことは代表に聞いて頂ければ一番いいのですが7月27日の土曜日に行く予定にしております。そのボランティア活動に参加して頂ける方をメールなんかで参加の依頼をしておりますので、大体一応100人くらいを予定しております。天気が悪い場合は場所を変えるか、雨天の場合は中止することもございますけども、たくさんの方々が参加して頂ければと願っております。以上ですけどよろしいですか。

(糸山会長)

今のは、資料3の15ページの第3回ボランツーリズムIN壱岐でございます。そこに書いてあるとおりでございますけれども、開催日時が7月27日13時30分から15時30分ということです。他に委員の方から意見、質問等がありますか。

(川口委員)

さっき山口委員が言われた発生抑制に関しても、要するに今年度予算に関しての項目と申しますか、その中身の話なのですね。以前ここで、それを踏まえて新年度の事業計画というかそういうものを書かれて然るべきだろうとおっしゃったその中で関連してですね。山口委員に対しての、要するに、海岸清掃、水産部なんかと一緒にやってらっしゃいますよね。地域の漁業組合さんと同時に。それともうひとつ。散乱ごみに関してもこちらと同じセッションでしたっけ。

(田中総括課長補佐)

散乱ごみは未来環境推進課です。

(川口委員)

未来でしたか。漁協の話で、僕は以前細かいことをひとつだけ申し上げましたよ。要するに不法投棄の話、小岩井委員からこの前、要するに全国の不法投棄についてのメールを皆さんご覧になったかと思うのですね。その中で、それに関連して申しますと地域の漁協とかそういう皆さん方の海岸をですね。なんとというか清掃、砂浜のないところそういうところに不法投棄をなさっている。そういったことを水産部や漁連さんと一緒にタイアップしてなんかこう皆さんで啓発活動できないかという提案をした記憶が有るのですが、覚えてらっしゃらないかな。そういうのを今回の普及啓発、発生抑制の中でやることは可能なのかな。

(田中総括課長補佐)

内容としては発生抑制ですからいろんな関係主体と一緒にというのは合致すると思います。ただ、事業主体をどこがしてどういう形にするのかというところで、お金の流れみたいなところでそこは一定の制約が出てきますので、県事業であるのか実施する市町村の単位、漁協の所属する単位でやっていくとかですね。そういったことはありますけど、内容としては対象に合致するものだと思います。

(山口委員)

実際にあのおっしゃるとおり漁協が管理する海岸での不法投棄は目に余るものがあって、冷蔵庫から洗濯機から誰がどうして持ってきたかというところはあるのですが、実際これは犯罪なのですよね。だから啓発活動といったら実際に海岸に立て看板を立ててこういう不法投棄をされた方は50万円以下の罰金が科せられますというようなやり方はあると思うんですが、他の漁業関係だけ言わせてもらえば、例えば、海岸、海の中で勝手にあわびサザエをとったら犯罪ですとたて看板があるのですが、そういう事業をするならば漁協なり県なり、市、行政が予算を作って看板を立てるっていうのが必要じゃないかなと思います。

(糸山会長)

啓発ということであれば、山口委員あのお話を説明しておいてもらえますか。

(山口委員)

海と渚環境美化推進委員会、もうこれは出来てから30年、40年経つ団体なのですが、任意の漁業関係を中心に長崎県、市町村会とが加入して作っておる組織でその中で毎年ですね、海と渚のクリーンアップ作戦と題しましてキャンペーン期間を設けて、7月15日から8月13日、今年はですね、その間に皆さん各所で海岸清掃をやりましょうということで、各漁業単位でこれ市町村単位も含めてやるものですから、各市町の広報誌等にこう

いう形でやりますから皆さん参加しませんかということで出て来るとお思いますので、皆さんご参加くださいということとその開始式というのを7月13日土曜日に諫早市小長井町の海岸でやる予定にしております。これについては7月11日の長崎新聞に結構大きな広告記事がでて来るとお思いますのでそれを参考に、それを見て頂いてご参加できる方は来ていただきたい。結構最近はいろいろな生協の関係とか土木の関係とかの団体の皆さんが参加されておられますので、県の方はたくさん参加されているのですが、皆さんよければご参加くださいということをお願いします。

(糸山会長)

ありがとうございます。7月13日の小長井町海岸ということでございますね。参加できる方は、海と渚環境美化推進委員会でありますクリーンアップ作戦ということでございますけどもよろしくお願ひします。ご質問がないようであればこれで第8回海岸漂着物対策推進協議会を終了したいと思います。

(田中総括課長補佐)

糸山先生ありがとうございました。それでは皆様長時間にわたるご協議ありがとうございました。どうもお疲れ様でした。